

## 熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の改正（素案）

### 1 改正の必要性

熊本市の東バイパス等における深夜の暴走行為については、平成7年頃から110番通報が増加し、沿線住民の方からは、「眠れない」などの苦情が度々新聞に掲載されるなど、多大な迷惑を被っておられる状況がありました。

このため、県としては、平成12年10月に「熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例」を施行し、暴走行為の防止を図ってきました。その結果、暴走族に関する110番通報件数は減少するなど一定の成果を収めましたが、依然として暴走族による暴走行為は後を絶たない状況です。

こうした暴走行為により通行車両は危険にさらされていますし、近隣住民は「目が覚める」など生活の平穏が著しく害されている現状です。

そこで、県民生活の安全と平穏を害する暴走行為等の禁止規定及び罰則規定を追加することにより、より一層暴走行為の防止を図っていきたいと考えています。

### 2 主な改正項目の内容

#### (1) 暴走行為に関する禁止行為等について（新設）

次に掲げる行為を禁止する規定の新設を検討しています。

暴走行為をすることを目的として、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って公共の場所に集合する行為

他人に対して、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為

公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由なく、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為

#### （説明）

暴走行為は、集団で行われる場合が多く、暴走行為開始の前に自動車等を準備し一定の場所に集合しています。暴走行為を未然に防止する意味から公共の場所に集合することを禁止したいと考えています。

他人に対して、暴走行為を行わせる行為として、強制したり勧誘する行為を禁止したいと考えています。

道路交通法第2条に規定する道路以外の公共の場所においても、暴走行為を禁止したいと考えています。

なお、公共の場所とは、道路、公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいいます。

## **(2) あおり行為の禁止について（新設）**

公共の場所において暴走行為を行っている者に対し、あおり行為を禁止する規定の新設を検討しています。

あおり行為とは、暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り若しくは旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ること、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するものを使用することをいいます。

### **(説明)**

暴走行為の多くは、観衆（ギャラリー）が集まっている場所において、彼らに自分たちの暴走行為を見せるため、又は、暴走行為を行うことにより優越感を得るという自己顕示欲のために、低速で爆音を轟かせながら走行するといった行為を繰り返し行っています。

ギャラリーにおいても、単なる見物人ではなく、暴走族にカメラのフラッシュを浴びせる、車道に出て拍手する、声援を送るなど暴走族と一体となり、一部地域を混乱させています。つまり、ギャラリーが暴走行為に拍車をかける大きな要因になっており、逆に言えば、ギャラリーがいなければ暴走行為は減少すると考えられますので、ギャラリーのあおり行為を禁止したいと考えています。

## **(3) 罰則について（新設）**

公共の場所（道路を除く。）において、暴走行為を行う場合及び公共の場所において暴走行為を行っている者に対し、あおり行為をした場合に関して、罰則規定（10万円以下の罰金）を新設することを検討しています。

### **(説明)**

道路を除く公共の場所における暴走行為については、道路交通法等他の法令での対応が難しいものもあるため、その行為を禁止し、罰則を規定することにより、実効性を担保したいと考えています。

また、あおり行為についても、道路交通法等他の法令では対応できないものがあるため、その行為を禁止し、罰則を規定することにより、実効性を担保したいと考えています。

## **3 施行時期**

十分な周知期間が必要なため、平成19年4月1日からの施行を予定しています。